

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】確定拠出年金の税制について	P1
【コラム】確定拠出年金における運用の方法（運用商品）の除外について	P7

確定拠出年金の税制について

1. はじめに

2017年1月の改正確定拠出年金（以下、DC）法施行により個人型DC（iDeCo）の加入対象が拡大、DCの優遇税制を活用できる対象者が大幅に広がったことを受け、当社にも関連するお問合せを数多くいただきました。「確定拠出年金の税制に関する留意点について」というテーマでお届けした本紙2017年4月号（以下、No.588）も、2022年3月までに弊社ホームページ等の同号掲載ページには累計7万6千件のアクセスをいただいています。

DC実務に携わる方々から続編を望む声も多く頂戴したことから、本稿では各税務取扱の根拠法令を明記、直近の改正点等にふれながら、税制のあり方やDC制度の有効活用をお考えいただく一助となるような論点等も盛り込みつつ、表題のテーマでお届けします。No.588と併せてご参照いただければ幸いです。

以下、本稿において法令の条文は次の要領で略記します。

DC法＝確定拠出年金法、DC令＝確定拠出年金法施行令、所税法＝所得税法、所税令＝所得税法施行令、法税法＝法人税法、法税令＝法人税法施行令、地税法＝地方税法、地法令＝地方法人税法、租特法＝租税特別措置法、相税法＝相続税法、1②三＝第1条第2項第3号。

2. 拠出時・運用時・受給時の税制

(1) a. 拠出時の税制（事業主掛金）

企業型DCに企業（事業主）がその従業員（加入者）のために拠出する事業主掛金や、特定の中小企業事業主がiDeCoに拠出する事業主掛金（いわゆるiDeCoプラス。本紙2020年4月号[No.624]にて詳述）は損金（必要経費）に算入されます（法税令135三、四）。DCの事業主掛金は拠出時点で従業員の権利に帰属します（個人別勘定で管理されます）が、「給与所得に係る収入金額には含まれないものとする」（所税令64①四、五）とされ、従業員側にも拠出時点の課税は発生しません。

(1) b. 拠出時の税制（加入者掛金）

企業型DCにおける加入者掛金（マッチング拠出）およびiDeCoの加入者掛金は、事業主掛金とは異なり給与収入・給与所得には含まれますが、全額が小規模企業共済等掛金控除（所税法75②二）の対象として課税対象額から差し引かれますので、所得税や住民税を軽減しながら効果的に老後資産形成を進めることができます。事業主掛金の拠出時非課税とあわせ、課税後所得により拠出する資産形成手段と比べDCに大きな優位性があるとされる所以です。

(1) c. DCの拠出限度額

DCの拠出限度額については、本年以降2段階にわたり大きな改正（2022年10月および2024年12月）が実施されます。本紙2022年2月号および3月号（No.646・647）で詳述していますので本稿では詳

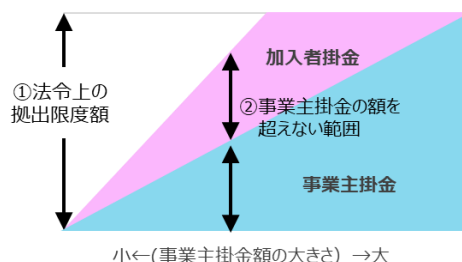
細は割愛しますが、企業型 DC および iDeCo の拠出限度額は DC 令 11 および 36 に定められており、これらの条文も 2022 年 10 月および 2024 年 12 月に改正されます。

(1) d. 拠出時の税制に関連する論点

i. マッチング拠出の限度額の規制

企業型 DC における加入者掛金（マッチング拠出）の限度額は、＜図表 1＞の通り、①事業主掛金との合算額が法令（DC 令 11）上の拠出限度額の範囲内（DC 法 20）かつ②事業主掛金を超えない範囲内（DC 法 4①三の二）とされており、「マッチング拠出」との通称も②の規制に由来しています（「事業主掛金額にマッチする金額を加入者掛金として拠出できる」の意）。②の規制は、「事業主掛金を超える加入者掛金は、事業主が負担すべき老後保障の原資の労働者への転嫁」と懸念する意見を踏まえて設けられたものと見られますが、現行法下で iDeCo 併用を規定する企業型 DC 規約において、例えば事業主掛金 5 千円の加入者が iDeCo に 5 千円超の加入者掛金を拠出することは可能であり、「企業型 DC の事業主掛金を超える加入者掛金」が DC 制度全体の中では既に実現していることを論拠として、②の規制を撤廃、①の規制の範囲内で加入者掛金の拠出を認めるべきとする主張（例えば企業年金連合会「令和 4 年度企業年金税制改正に関する要望」）もあります。この規制緩和が実現すれば、企業型 DC 加入者が企業型 DC とは別に iDeCo で資産運用を行う煩雑さが回避され、iDeCo の手数料負担も不要となるため、「高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援」する目的（DC 法 1）に適っているように思われます。

＜図表 1＞マッチング拠出のルール



ii. 所得税の累進機能を弱める「所得控除」

一方、加入者掛金の所得控除が加入者の老後資産形成を支援する以外の結果を生じることには注意が必要です。我が国の所得税は、課税所得が一定額を超えるごとにその超過額に対して段階的に高い税率が適用される超過累進課税制度が採用されています（所得税法 89）＜図表 2＞。超過累進課税制度の背景には、所得が高い者は税金を負担する力（担税力）が高いと捉え、より高い税負担を求めることで所得再分配を図る狙いがあります。しかし、所得控除の適用により減少する税額は、適用される税率が高い高所得者ほど大きく、所得税の累進機能を弱めてしまう結果を生じます。＜図表 3＞は、課税所得 3 百万円 / 1 千万円の方が加入者掛金を年額 12 万円拠出することで生じる所得税・住民税の軽減額の計算ですが、所得控除の適用により高所得者の税負担がより少なくなることを表しています。所得控除の適用が税の累進機能を弱め、高所得者により有利に働く点は関係者から繰り返し問題提起されており（例えば日本税理士会連合会「令和 4 年度税制改正に関する建議書」）、税制のあり方を議論する際には留意しておきたい論点です。

＜図表 2＞所得税の速算表 ※1

課税所得金額 ※2	税率	控除額
195 万円以下	5%	—
195 万円超 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円超 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円超 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円超 1,800 万円以下	33%	1,530,000 円
1,800 万円超 4,000 万円以下	40%	2,796,000 円
4,000 万円超	45%	4,796,000 円

※所得税の速算表について

課税所得 300 万円に対する所得税を条文（所得税法 89）通りに計算すると、195 万円以下の部分に 5%、195 万円超 300 万円までの部分に 10% を乗じ、
 $195 \text{ 万円} \times 5\% + (300 \text{ 万円} - 195 \text{ 万円}) \times 10\% = 20.25 \text{ 万円}$ と計算しますが、この計算を簡便化したのが所得税の速算表で、次のように計算過程の省略が可能です。
 $300 \text{ 万円} \times 10\% - 9.75 \text{ 万円} = 20.25 \text{ 万円}$

※1 2013 年から 2037 年まで、所得税額の 2.1% が復興特別所得税として加算される。

※2 給与所得者の課税所得金額は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」-「所得控除の額の合計額」で計算できる。

＜図表 3＞加入者掛金・年額 12 万円の拠出による税の軽減額 ※復興特別所得税は考慮せず。

	課税所得 300 万円	課税所得 1,000 万円
所得税・住民税（所得割）の税率	所得税 10%・住民税 10%	所得税 33%・住民税 10%
軽減できる税額	12 万円 \times 20% = 2.4 万円	12 万円 \times 43% = 5.16 万円

(2) a. 運用時の税制

企業型 DC では信託会社等との資産管理契約が必須（DC法8①）であり、この契約に基づく収益は受益者（加入者等）の収益とみなさない（所税法13①）ため、運用益（投資信託の売却益や預金利息）には課税されません。一般に「運用益非課税」と称されますが、後述の通り受給段階では掛金も含め雑所得または退職所得として課税対象となるため、拠出時も含め、「課税繰延」等の表現がより正確といえます。

また、拠出段階で課税されず（事業主掛金は損金算入、加入者掛金は所得控除の対象）、受給時まで課税が繰り延べられることから、その遅延利息相当として年金資産に対し税率1%（法人住民税を含め1.173%）の特別法人税が課されることが定められています（法税法83、84、87、地税法51①、314の4①、地税法10）が、運用環境低迷等を踏まえて1999年4月以降2～3年おきに課税凍結が繰り返され、現時点では2023年3月末まで課税が停止されています（租特法68の5）。特別法人税は廃止を望む声が強く、20年以上課税されていない事実や、2016年改正DC法成立の際、国会が「特別法人税廃止の検討を行うこと」を付帯決議していることを踏まえると、文字通り「廃止の検討を行うこと」が期待されます。

(2) b. 運用時の税制に関連するトピックス

運用時の税制については、その有効活用を巡りアセット・ロケーションという考え方が注目されています。アセット・ロケーションとは文字通り「資産の置き場所」という意味で、端的に言うと「期待リターンの高い運用商品は非課税口座（DCやNISA）に置くべき」という考え方です。〈図表4〉の通り同じ200万円を株式投資信託と定期預金で半分ずつ運用する場合でも、A.非課税口座で株式投資信託を保有した場合と、B.非課税口座で定期預金を保有した場合とでは課税後の運用益に1年間で約1万円の差が生じており、期間が長期になると更にこの差が広がります（株式投信の利回りを年5%、定期預金利息を年0.1%、運用益・利息に対する税率を20%として計算）。我が国のDC制度全体では資産の約半分がほとんど運用益を生まない定期預金等で運用され、老後資産形成を進めるうえで課題とされていますが、アセット・ロケーションという考え方は、DCで期待リターンの高い運用を行う意義をわかりやすく説明しているといえます。

〈図表4〉アセット・ロケーションの考え方（期待リターンの高い株式投資信託を非課税口座で保有したAが優位）

	A.非課税口座で株式投資信託、 課税口座で定期預金を保有	B.非課税口座で定期預金、 課税口座で株式投資信託を保有
① 株式投資信託の運用益	100万円 × 5% = 50,000円	
② 定期預金の利息	100万円 × 0.1% = 1,000円	
③ 運用益・利息に対する税金	② × 20% = 200円	① × 20% = 10,000円
④ 税引後の運用益・利息（①+②-③）	50,800円	41,000円

(3) a. 受給時の税制（老齢給付金を年金で受給する場合）

DCの老齢給付金を年金で受け取る場合は、公的年金や企業年金等（以下、公的年金等）の受給額と合算し、雑所得（所税法35③三、所税令82の2②六）として課税されますが、年齢および公的年金等の収入金額に応じて公的年金等控除（所税法35④、租特法41の15の3）が適用されます（図表5）。2020年分以降の所得税、2021年分以降の住民税から公的年金等控除額を一律10万円（公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下は20万円、同2,000万円超は30万円）引き下げられ、公的年金等の収入金額1,000万円超の場合の控除額には上限（195.5万円）が設けられました。（但し合計所得金額が2,400万円以下の場合、基礎控除が一律10万円引き上げられたため、多くの場合本改正による影響を受けません）

(3) b. 受給時の税制（老齢給付金を一時金で受給する場合）

DCの老齢給付金を一時金で受け取る場合は、勤務先から支給される退職一時金等と合算し、退職所得（所税法31三、所税令72③六）として他の所得とは分離して課税されますが、退職所得には勤続年数に応じた退職所得控除（所税法30③）の適用があり、退職所得控除額を超過した金額の2分の1が課税対象（所税法30②）となります（図表6）。DCでは、加入年数を勤続年数に読み替えますが、拠出の中断期間は加入年数（勤続年数）には含まれません（所税令69①二）。

(3) c. 受給時の税制（障害給付金・死亡一時金）

DCの障害給付金は、年金・一時金いずれで受け取る場合も非課税です（DC法32②）。また、DCの死亡一時金は「みなし相続財産」（相税法3①二）として遺族に相続税が課税されますが、「500万円×法定相

続人の数」までは非課税です（相税法 12④六）。非課税限度額を超えた額は、他の相続財産と合算して相続税の基礎控除額「3,000万円+600万円×法定相続人の数」までは非課税（相税法 15①）です。なお、死亡時の受給方法は一時金に限られ、年金では受給できません（DC法 28三、40）。

<図表5> 公的年金に係る雑所得の計算

雑所得 = 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額

◆公的年金等控除^{※1・2}

年齢	①公的年金等の収入金額	②公的年金等控除額
65歳以上	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	①×25%+ 27.5万円
	410万円超 770万円以下	①×15%+ 68.5万円
	770万円超 1,000万円以下	①× 5%+145.5万円
	1,000万円超	195.5万円
65歳未満	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	①×25%+ 27.5万円
	410万円超 770万円以下	①×15%+ 68.5万円
	770万円超	①× 5%+145.5万円
	1,000万円超	195.5万円

<図表6> 退職所得の計算

退職所得 = (退職金収入 - 退職所得控除額) × 1/2

◆退職所得控除

①勤続年数	②退職所得控除額
20年超	70万円×(①-20年)+800万円
20年以下	40万円×① ※最低80万円

(注) 勤続年数は、1年未満の月単位を切り上げ。

※1 左表は公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合。

※2 受給者の年齢の判定は、その年の12月31日時点による。

(3) d. 受給時の税制に関連する改正点

i. 2分の1適用について

数ある所得^{※1}の中でも、退職所得については2分の1適用^{※2}がなされますが、これは、退職金が長期間にわたる勤務の対価の一括後払いという性格を有する一方で、一時にまとめて相当額を受給する性質や老後の生活資金としての性質があることなどを踏まえ、累進税率の適用を緩和し税負担の平準化が図られているということでもあります。しかしながら、必ずしもこれらの性質を有するとは言いえない退職所得に対しては本措置の適用除外が進んでおり、次のii・iiiのような改正が行われています。

※1 利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得・山林所得・譲渡所得・一時所得・雑所得のこと。

※2 退職所得の金額は原則<図表6>の計算式で計算しますが、当該計算式における1/2の掛け目のこと。一時所得等も当該掛け目がある。

ii. 特定役員の退職手当等

特定役員とは、<図表7>のとおり、法税法25に規定する役員、国会議員及び地方公共団体の議会の議員、国家公務員及び地方公務員のこと、当該役員としての勤続年数が5年以下である者が支払いを受ける退職手当等のことを特定役員退職手当等といいます。この場合、収入金額-退職所得控除額が退職所得の金額となり、退職所得控除額控除後の残額を2分の1にする措置が適用されません（所税法30②）。

<図表7> 特定役員

特定役員とは(所税法30⑤)

- ① 法人税法第2条第15号に規定する役員
(法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるもの)
- ② 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③ 国家公務員及び地方公務員

(出所) 特定役員退職手当等 Q&A(国税庁を基に、りそな年金研究所作成)。

iii. 短期退職手当等

税制改正により2022年1月より、短期退職手当等(所税法30④)の考え方が新たに適用されることになり、これに該当する場合は、退職所得控除後の残額のうち300万円を超える部分については、2分の1適用がなされなくなりました(所税法30②。300万円以下の部分についてはこれまで通り適用されます)。なお、短期退職手当等とは勤続年数が5年以下の者に支払われる退職手当等のことです。

これにより、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金について、一定金額（300万円）以上の部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外されることとなります。一定金額の設定は、近年の雇用の流動化に配慮し、影響を受ける対象者を限定するための措置で、モデル退職金額を相当程度上回る水準とされています。

改正前後で比較すると＜図表8＞のとおりとなり企業年金から支給される場合、短期退職手当等に該当の場合に留意が必要です。

＜図表8＞改正前後の各手当等の取扱い

～2021年 改正前					2022年～ 改正後				
勤続年数	特定役員等		一般従業員		勤続年数	特定役員等		一般従業員	
	退職一時金	企業年金一時金	退職一時金	企業年金一時金		退職一時金	企業年金一時金	退職一時金	企業年金一時金
5年以下	特定役員退職手当等(1/2非適用)		一般退職手当等(1/2適用)		5年以下	特定役員退職手当等(1/2非適用)		短期退職手当等 (300万円超1/2非適用) (300万円以下1/2適用)	
5年超	一般退職手当等(1/2適用)				5年超	一般退職手当等(1/2適用)			

（出所）特定役員退職手当等 Q&A、タックスアンサー（国税庁）などを基に、りそな年金研究所作成。

iv. 複数退職所得における控除額調整について（所税令 70①二）

① 前年以前 19 年調整

DC の老齢給付金を一時金として受給する年の前年以前 19 年以内に退職一時金等を受給しているケースでは、退職所得控除額の調整（いわゆる前年以前 19 年調整）があります。また、当該 19 年調整については制度改正（2022 年 4 月より確定拠出年金の老齢給付金の受給開始時期の上限が、70 歳から 75 歳までに 5 歳引き上げられたこと）に伴い、旧来の 14 年から 19 年に変更となったものです。

なお、退職一時金と DC の一時金として受給する老齢給付金を異なる年に受給するケースの計算方法については No.588 で具体例にてご説明しておりますので、あわせてご参照ください。

② 前年以前 4 年調整

① に記載のとおり、DC の老齢給付金を一時金として受給する以前に退職一時金等を受給している場合は、前年以前 19 年に遡って退職所得控除を調整しますが、退職一時金の場合は前年以前 4 年に遡って調整します。

（3）e. 受給時の税制に関連する論点

本紙（No.636 等）でも継続して取り上げている各種統計によれば、退職給付水準には企業規模による格差があり、退職給付制度のない企業も漸増傾向にあります。勤続年数に応じて拡大する退職所得控除の仕組みは、大企業に比べ相対的に勤続年数が短く退職給付水準の低い中小企業の勤労者や、男性に比べ出産や介護のため不本意な離職を余儀なくされることの多い女性の勤労者が恩恵を受けにくい点も否めません。公平な税制として正当性が保たれるためには、中小企業における退職給付制度の普及・水準向上や勤続年数に対する中立性も必要といえます。なお、原則として 60 歳未満での中途引出しが認められていない DC はその反面でポータビリティに優れており、転職しても次の勤務先の企業型 DC や iDeCo の加入期間が退職所得控除の計算上通算されることから、現行税制下でも勤続年数に対し中立的な制度といえます。

また、過去の政府税制調査会答申^{*1}は、「退職給付に係る税制についても、給付が一時金払いか年金払いによって取扱いが大きく異なり、退職給付のあり方に対して中立的ではなく、また、勤続期間が 20 年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが、転職の増加など働き方の多様化を想定していないとの指摘がある。退職金も含めた賃金形態の多様化や転職機会の増加などが進む中、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについても、働き方やライフコースの多様化を踏まえた丁寧な検討が必要である」と述べています。厚生労働省の「DB・DC は、高齢期の所得の確保を共通の目的としていることを踏まえると、複数年に渡り安定的に所得を確保するという支給方法の原則をより徹底する必要がある（以下略）」といった提起^{*2}も鑑みると、受給方法に対し中立的な税制の検討も必要と考えられます。

*1 「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（2019 年 9 月 26 日）P.11

*2 厚生労働省第9回社会保障審議会企業年金部会（2014 年 9 月 30 日）資料 2-1 P.81

3. 2022年5月施行・改正 DC 法の活用

税制優遇および改正法の活用という観点でご紹介しておきたいのが、60歳以降の iDeCo 活用です。

2020年6月・12月の本紙(No.626・632)でも既報の通り、2022年5月より iDeCo の加入要件が緩和され、国民年金第2号被保険者(厚生年金被保険者)または任意加入被保険者なら60歳以上でも iDeCo 加入が可能となりました(DC法62①二、四)。60歳で企業型 DC の加入者資格を喪失後、同一企業で再雇用される方や60歳を機に転職する方など、厚生年金被保険者として就労を継続する方は、活用を検討してみるとよいでしょう。

例として、60歳で企業型 DC の加入者資格を喪失した方が、①60歳から企業型 DC の資産300万円を5年間で年金受給(受給期間中、年利3%で運用)する場合<図表9上>と、②60歳以降の5年間、iDeCo にて毎月2.3万円積み立て、65歳から5年間で年金受給(積立・受給期間中、年利3%で運用)し、公的年金は5年間繰下げ、70歳から受給開始する場合<図表9下>を比較します。

②は①より掛金を138万円(=2.3万円×60か月)多く拠出、5年長く運用することで、年金原資を196万円(=496万円-300万円)、受取総額を211万円(=534万円-323万円)増額でき、公的年金の繰下げ受給により42%増額された年金額を生涯にわたり受給できます。法改正により実現した DC の新たな活用法です。なお、本事例では iDeCo の手数料や年金受給額の増加による税金・社会保険料負担への影響は考慮していませんが、終身給付である公的年金の増額により人生100年時代に大きな安心感が生まれる価値は計り知れません。

企業型 DC のおよそ8割(弊社受託先企業様における割合)は資格喪失年齢が60歳であること、高齢者雇用安定法による65歳(70歳)までの就業確保措置義務化(努力義務化)により60歳以降の就労が一般的になっていることを踏まえると、多くの方のリタイアメントプランの選択肢になり得ると思われれます。

4. おわりに

「高齢期における所得の確保」を目的に様々な税制優遇措置が設けられている企業年金制度ですが、現行税制における退職所得控除額の大きさのみを根拠に一時金受給を推奨する FP 等も多いほか、住宅ローン返済等のニーズや年金制度に対する漠然とした不安から一時金受給が選好される傾向ももうかがわれます。しかしながら、<図表9>を一例として DC の活用方法によっても税制優遇の効果は大きく変わることがあります。少なくとも60歳までの長きにわたり運用してきた DC の資産は、老後に向けて大切に育てた貴重な非課税運用枠でもあり、一時金受給で費消してしまう前に様々な要素を熟慮することが望まれます。

人生100年時代を迎え、一時金受給の選択にあたってはその後の運用や保管、特に高齢期における管理面(自分で運用しかつ認知し管理できるかという側面)にも留意していく必要性が高まっているのではないのでしょうか。その意味でも年金受給の意義が再評価されることを願い、結びとさせていただきます。

<ご参考資料>

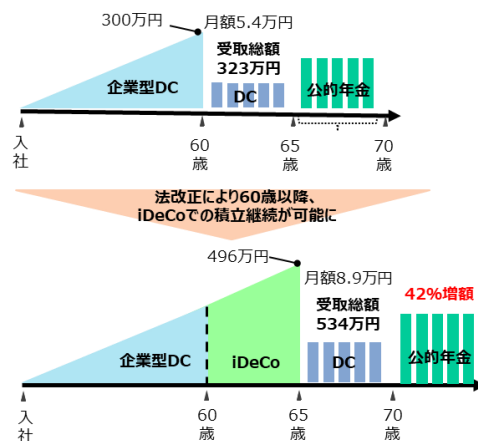
令和3年度税制改正の解説より「所得税法等の改正」(財務省ホームページ)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/explanation/index.html

企業年金ノート2017年4月号(りそな銀行ホームページ)

<https://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201704.pdf>

<図表9>法改正により実現した DC 活用法



※一定の前提による概算値です。

【ご留意事項】

本稿は作成時点において信頼できると思われる各種データ等に基づき作成しておりますが、弊社はその正確性または完全性を保証するものではありません。また、個別の税務のご相談につきましては、税務署・税理士等にご確認くださいませうお願いいたします。

確定拠出年金における 運用の方法（運用商品）の除外について

今回のコラムのテーマは、「確定拠出年金（以下、「DC」）における運用の方法（以下「運用商品」と言います。）の除外の方法」に関する、某信託銀行の新人担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

Aさん：企業型DCをご利用いただいているお客様から、「運用商品の除外」についての相談を受けました。最近、『運用商品の除外』に関して、運用商品を保有している加入者等の同意を取って行う運用商品の除外の方法についての通知改正が行われたようですが、どのような改正なのか教えていただけないでしょうか。

B課長：その通知改正の話の前に、そもそも確定拠出年金制度で加入者等に提示されている運用商品を除外する目的とはどういうものがあるかな？

Aさん：例えば、他の似たような運用商品に比べて、手数料などが高かったり、運用の成績が劣るなどの場合に、加入者等のためにそうした運用商品を除外することなどが考えられるかと思います。

B課長：そうだね。そうした加入者等にとって望ましいとはいえない運用商品を除外することは大きな目的と言えるね。そうした目的の他に、法令上の運用商品の数の上限が35本（平成30年5月1日から5年を超えない期間内は経過措置あり）と定められたことにより、運用商品の数が多い確定拠出年金制度においては新たな運用商品を追加しようとする際、既存の運用商品を除外する必要が出てくるとも運用商品の除外の目的になったと言えるね。

そうした目的のある「運用商品の除外」について、令和3年7月28日付年金局長通知の「確定拠出年金制度について」の一部改正について（年発0728第3号）で年金局長通知「確定拠出年金について（平成13年8月21日年発第213号）の（別紙）確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）第6-1.」が改正され、令和3年7月28日から「運用商品の除外の方法の変更」が行われたのだけれども、そもそも、この通知改正前は、運用商品の除外の方法は、どのような方法だったかな？

Aさん：確か、除外しようとする運用商品を保有している加入者等の2/3以上の同意をとり、除外日においてその運用商品を保有している場合はその運用商品を現金化（売却）するとともに、除外後はその運用商品を新たに購入することもできなくなる、というものだったかと思います。

B課長：そうだね。その除外しようとする運用商品を保有している加入者等のことを「除外運用方法指図者」というのだけれども、除外運用方法指図者の2/3以上の同意で除外できるようになったのは、平成30年5月1日施行の法令改正からで、この法令改正前は、全員の同意が必要だったんだ。このため、除外運用方法指図者の2/3以上の同意で除外することができるのは、平成30年5月1日以降に購入した分の保有資産だけで、それ以前に購入した分の保有資産も除外する場合は、現在でも、除外運用方法指図者全員の同意が必要なんだ。

また、平成30年5月1日以降に購入した分の保有資産だけを除外運用方法指図者の2/3以上の同意で除外する場合は、除外の同意について、回答期限までに同意の回答を行わなかった場合は同意したものとみなすことができるという、いわゆる「みなし同意」というのも認められるのだけれども、平成30年5月1日より前に購入した分の保有資産も含めて除外するための除外運用方法指図者全員の同意については、この「みなし同意」は認められず、除外運用方法指図者全員から個別に同意をとる必要があるんだ。このため、平成30年5月1日より前に購入した分の保有資産も含めて除外することは、とてもハードルが高いといえるね。

Aさん：ただ、平成30年5月1日以降に購入した分の保有資産を除外する場合であっても、除外する運用商品を保有している人が強制的に売却されてしまうことを避けるには、自ら一定期間内に売却して他の商品へスイッチングをしなければならなくなるので、やはり、同意を取るのはそれなりにハードルが高いのではないかと思います。

B課長 : そうだね。今後、時間が経つにつれて、平成30年5月1日以降に購入した分の資産額も大きくなっていくから、除外運用方法指図者の2/3以上の同意で除外する場合であっても、同意が取りづらくなることは想定されるね。今回の通知改正は、まさにその点についての改正なんだ。これは、厚生労働省の社会保障審議会企業年金・個人年金部会で取り上げられ、保有資産の売却を伴わない方法、つまり、除外しようとする運用商品を新たに購入できなくなるだけの選択肢が、今回の通知改正で追加されたんだ。

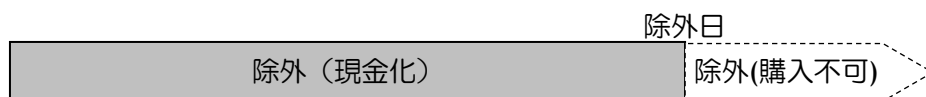
Aさん : すでに保有している資産を売却しなくてもよいのであれば、除外運用方法指図者としても運用商品の除外には同意しやすくなったといえますね。

B課長 : なお、今回の通知改正で追加された保有資産の売却を伴わない運用方法の除外の場合、運用商品の除外後に行う「除外した旨の通知」については「除外運用方法指図者の3分の2以上の同意が得られ除外することが決定したことを加入者等に周知する際に、除外する運用商品の除外日を通知することをもって代えることができる。」とされたんだ。

Aさん : 分かりました。通知改正により、運用商品の除外がしやすい選択肢が増えたということですね。お客様には、こうした選択肢を説明していきたいと思います。

運用商品の除外の方法のイメージ

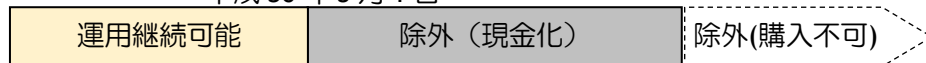
1. 全員同意の場合



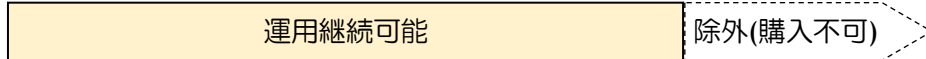
2. 2/3以上同意の場合

平成30年5月1日

(1) 保有資産現金化あり



(2) 保有資産現金化なし



2.(2)が、令和3年7月28日から可能になった運用商品の除外の方法

(年金業務部 確定拠出年金室 加古 雅之)

メールマガジンをご希望のお客さま

りそな年金研究所では、企業年金ノートやりそな年金トピックスなどの各種年金制度に関する情報発信を、メールマガジン形式(無料)でご案内しております。受信をご希望されるお客さまは、企業年金ネットワーク(こちら→ <https://resona-nenkin.secure.force.com/>)の「お知らせ」「メールマガジンをご希望のお客さま」に添付の登録依頼書に必要事項をご記入・ファイル添付のうえ、タイトルを「メールマガジン登録希望」として、以下のメールアドレスに送信してください。ご登録についての詳細につきましては、りそな年金研究所までお問い合わせください。

TEL: 06-6268-1830 送信先 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

企業年金ノート 2022(令和4)年5月号 No.649

編集・発行: 株式会社りそな銀行 年金業務部 年金信託室 りそな年金研究所
〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1
TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>